

秋田都市計画地区計画の決定（秋田市決定）

都市計画下浜桂根地区計画を次のように決定する。

名 称	下浜桂根地区計画	
位 置	秋田市下浜桂根字浜添、字上ノ山、字浜田、字境川、および字大台ならびに浜田字境川、字陳ヶ原および字境田地内	
面 積	約 27.9 ha	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	地区計画の目標	当地区は、秋田市沿岸部、JR羽越本線桂根駅の東側に位置し、旧街道沿いにひらけた既存の集落地域である。 本計画は、今後、地区内で行われる開発行為や建築行為を適切に誘導することにより、良好な居住環境の形成を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	地区の特性を考慮し、次の2地区に区分のうえ、それぞれの方針により土地利用の整序を図ることとし、地区整備計画の策定された区域に限り、目的に沿った宅地化を推進する。 1 A地区（既存集落地区） 既存の自然環境の維持・保全に配慮しつつ、地区施設の整備改善と土地の有効利用を進め、自然環境に恵まれた戸建て住宅地区として土地利用を誘導する。 2 B地区（鉄道沿道地区） 駅前広場およびこれにアクセスする区画道路を整備することにより土地の有効利用を進めるとともに、住環境の悪化を招くおそれの少ない店舗・事務所等の立地を認めつつ、住居の環境を保護する地区として土地利用を誘導する。
	地区施設の整備の方針	地区内の交通・防災機能の確保等を図るため、区画道路を適切に配置するほか、緑地（1カ所）、公園（1カ所）を定める。
	建築物等の整備の方針	良好な居住環境の創出・維持を図るため、建築物の用途ならびに形態・意匠の制限を行う。

地区整備計画	地区の施設の配置および規模		道路	地区集散道路 幅員 8.0 m 延長 1,085 m 主要生活道路 幅員 8.0 m 延長 285 m 区画道路 幅員 6.0 m 延長 3,000 m (配置は計画図表示のとおり)	
			その他	公園 1カ所 面積 0.05 ha 緑地 1カ所 面積 2.80 ha (配置は計画図表示のとおり)	
	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	A地区(既存集落地区)	B地区(鉄道沿道地区)
			面積	約12.3 ha	約10.0 ha
	建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外は、建築してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めて許可したものについてはこの限りでない。 1 建築基準法別表第2(ろ)項に掲げる建築物。		
	建築物等の形態又は意匠の制限		建築物等の色彩は、緑豊かな周辺環境との調和に配慮し、落ち着いた色合いとする。		
備考					

「区域および地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由

当地区は、秋田市沿岸部、JR羽越本線桂根駅の東側に位置し、旧街道沿いにひらけた既存の集落地域である。

本計画は、今後、地区内で行われる開発行為や建築行為を適切に誘導することにより、良好な居住環境の形成を図ることを目的とする。